十一代五兵衛弘化四年平十村を命ぜられ、嘉 を命ぜられ、翌年正月に及んだ。歿年不詳。 御扶持人十村となり、苗字を許されて當摩太 文久二年七月歿。十二代太間は當分裁許とし 永元年太郎右衛門と改め、五年九月役儀免除、 高の件に就き、公事場に驅込訴をなして入牢 間と稱したが、弘化二年組下長崎村百姓買返 月年寄並、天保十年御扶持人並、十一年正月 間も養子で、文政元年十二月平十村、四年七 十二年平十村となり、十一年八月歿。十代太 なり、七年六月歿。九代太間は養子で、文化 七月御扶持人並、文化三年十二月御扶持人と 十村役を勤め、老後寬休といひ、八年十月歿。 役となり、 八代五兵衛は天明二年六月平十村、寛政九年 五兵衛寶曆十年十二月から天明二年六月まで 年十月十村役となり、寶曆十年七月歿。七代 寬文三年三月歿。五代太間寬文三年六月十村 正德二年七月歿。六代太間正德三 る。

ダイム 大夢 →ナホヤマダイム 直山大

ダイメイ 代明 →イハキシロ 岩城司艦。 ダイモン 大門 鹿島郡矢田の内の小字。 タイモングベン 對問愚辯 一册。文化九 年六月富田景周が或人の間に答へて、加賀藩 の。同落の賀藩卿大夫考徴は、更にそれを詳 述したもので、前に或人と言うたのは、長連 遂したもので、前に或人と言うたのは、長連

元祖大文字屋源兵衞は、小松大文字町に居住右衞門。金澤の町人。その由緒書に據れば、「女イモンジヤサブロエモン」大文字屋三郎

西御坊町の居屋敷に住することになつたとあ書を賜うたが、九右衛門の時金澤に引越し、次前田利家の旅宿を勤めたこともある。 次いで 領主 丹羽長重から 能美郡の 天秤職を 次いで 領主 丹羽長重から 能美郡の 天秤職を 変いで 領主 丹羽長重から になつたとあ

英粗面岩。登路倉谷から約一二粁。 つて、越中に跨る。高さ一五七二米。地質石つて、越中に跨る。高さ一五七二米。地質石

月二日現住中週化した。 大用慧照 金澤曹洞宗 ダイヨウエショウ 大用慧照 金澤曹洞宗

う。大用寺は今廢せられて存せぬ。 ものもあるから、正祝と彩顔とは同人であら ものもあるから、正祝と彩顔の建立と書いた 曹洞宗に屬し、天正五年正祝の創立とし、前 曹洞宗に屬し、天正五年正祝の創立とし、前

明治十一年八月寺號の公稱を許された。て、眞宗東派に屬する。もと道場であつたが、

十日石川縣權令内田政風は管内に令し、十二 タイヨウレキ 太陽暦 明治五年十一月二

び太政官の布告に據つたものである。 は、四*年毎の二月に 閏一日を 置き、一日の に、四*年毎の二月に 閏一日を 置き、一日の に、四*年毎の二月に 閏一日を 置き、一日の た。以上は皆本年十一月九日御下賜の詔書及 だ。以上は皆本年十一月九日御下賜の詔書及 が太政官の布告に據つたものである。

タイリユウイン 太龍院 富山藩主第四代 居士。

大居士。 大居士。 大居士。 大居士。

十二月までの年譜である。 サ二月までの年譜である。 大二月までの年譜である。 大三月までの年譜である。

タイリョウジ 諦了寺 石川郡石立に在つ

候っ』と見える。 「関する部落」もとは一。屋というた。大領村彦 書に、『龍が馬場より丹羽五郎左衛門様御出被 書に、『龍が馬場より丹羽五郎左衛門様御出被 書に、『龍が馬場より丹羽五郎左衛門様御出被 での屋村より大領村へ御移被成候と承及

ダイリョウノ 大領野 能美郡大領中の西南一帶の地を、往時は大領野というた。三州 帝談に、『此大領野の中、松の一村 高き 所あ り。丹羽氏の母堂を火葬せし灰塚なり。此所 命有なる木魂あり。東北の間に向ひて呼ぶ時 は、暫くして前後二度の答をなす。いづくの 所にか悪くなるべき。近くこたへ來るなり。』 とある。

の法號。詳しくは太嶺院松岩貞壽大姊。田利常に養はれ、青山吉隆夫人となつたもの

要イレンジ 大蓮寺 金澤野町に移り、 資池山と號し、淨土宗に属する。初め衍蓮社 廣譽恕白は七尾西光寺に居たが、慶長九年小 塚淡路の請に應じて金澤に來り、御厩町に之 を建てた。其の後命に依り地黄煎町に移り、

ダイロ 大鹵 →オホヒ 大極。